

○ 財務省告示第三百七十八号
平成二十四年十一月十九日付
行条件等を次条第十一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省の規則へ平成十一年四月六日より告示する。
國庫短期財務証券（第三百二十四回）

二 一 発行令
の法律発行號名稱及び記
條項及の根拠
及項及び根拠

四 三 二 一 発行令
發行方法の適用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。○へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」
る参て札發によ下競争は受けけるもとの規定
も加、と行の者財同一發行格付日本銀行の規定
にご務時といふに臣行。○以下入行とし。
よと大にいるに応がわ。○札わする。
行募各れ及へ限國るび価「れ。○の規定
以度債入価格とる。そ規定
下額市札格競い入の法

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 一 四 万 五	額 五 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 万 千 三 兆	面 千 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 千 二 千 三	金 万 金	の 度 債 る か 込	競 債
	額 円 額	応 額 市 。 ら み	争 市
	で で	募 の 場 そ の	入 場
	四 五	額 範 特 の う	札 特
円 十 円 四		を 圏 別 応 ち	發 別
一 十	千 兆	割 内 参 募 応	行 参
億 億	二 三 千	り に 加 額 募	「 加
八 三	百 四 百	当 お 者 を 價	と 者
千 千	四 十 五	て い ご 順 格	い 。
六 二	三 十 四	る て と 次 の	う 第
百 百	億 円	。 各 の 割 高	。 I
七 十		申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 单 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行	
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 額	還 期	入 価 期	・ 札 格	競 市 場	札 格 行 競 價 格	
平 成 二 十 四 年 十 一 月 十 九 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ き を 受け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 支 付 け 年 に う 、 期 つ 。 そ が 月 の 銀 二 翌 行 營 業 業 日 日 に に	額 面 金 額 額 を き は と し 、 年 に う 、 期 つ 。 そ が 月 の 銀 二 翌 行 營 休 業 業 日 日 に に	償 當 還 返 期 限 た だ 成 し 、 五 年 二 月 二 十 五 日 五 日 に に	十 七 錢 三 厘 百 三 毛 上 の 九 十 九 れ 九 ぞ 九 れ 九 円 応	額 面 格 金 百 厘 圓 上 の そ そ れ れ ぞ れ 円 九	額 面 格 金 百 厘 圓 上 に 一 月 十 一 月 九 九 十 九 九 円 九	額 面 格 金 百 厘 圓 上 に の 月 十 一 月 九 九 十 九 九 円 九	の 記 載 法 又 は 規 定 に 額 は る 最 振 替 口 座 簿

十額募十額 平す額の振
七面価七面 成るの記替
錢金格錢金 二。整載法
三額三額 十数又の
厘百厘百 四倍は規
三円以円 年の記定
毛以上に 十金録に
つにつ 一年に金録に
きそき 一月に額はよ
九れ九 月十九にる
十ぞ十 九日よ最振
九れ九 九日よ低振
九円の円 日も額口
九応九 との面座